近世・近代社会経済資料（古文書）デジタルアーカイブについて

（１）　このデジタルアーカイブは、東京大学経済学図書館が所蔵する近世・近代社会経済資料のうち、古文書類について順次デジタル化をすすめているものです。

（２）　このデジタルアーカイブの利用に際しては「東京大学経済学図書館電子資料利用規則」に同意したものとみなされます。

（３）　印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。

（４）　画像は白黒です。文書原本の朱書や裏書、端裏書、裏継目印、前欠・中欠・後欠の部分、丁間に挿入された文書や脱落した付箋については、画像内に「朱書」「裏書」「端裏書」「裏継目印」「前欠」「中欠」「後欠」「挿入文書」「脱落付箋」などの置き札を写し込んであります。また、原本が破損し撮影が不可能な場合や、白紙が何枚も続く場合には、「以下破損につき撮影不能」、「以下〇丁白紙につき撮影省略」などのターゲットで明示してあります。

（５）　画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化や、ノド部分の状態によっては、原本の文字が全て写っていないものがあります。これらについては資料の原形を保ちつつ、出来る限りの範囲で撮影したものとして了解下さい。写りの悪い文書については、東京大学経済学部資料室にて、所定の手続きにより原本の閲覧をお願いします。

（６）　文字間のコントラストの差が大きなものについては、視認性を高めるために、照明を調整して複数回撮影しています。この場合は、同一の丁の画像が複数枚連続して表示されます。

（７）　本アーカイブに関する質問等については、東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。

（８）　本デジタルアーカイブの一部は、独立行政法人日本学術振興会平成 25 年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）課題番号 258061 の交付を受けて作成しています。

雑写

明治廿年一月始

松井福太郎

東京大学経済学図書館所蔵 旧文書室所蔵古文書 5511093394

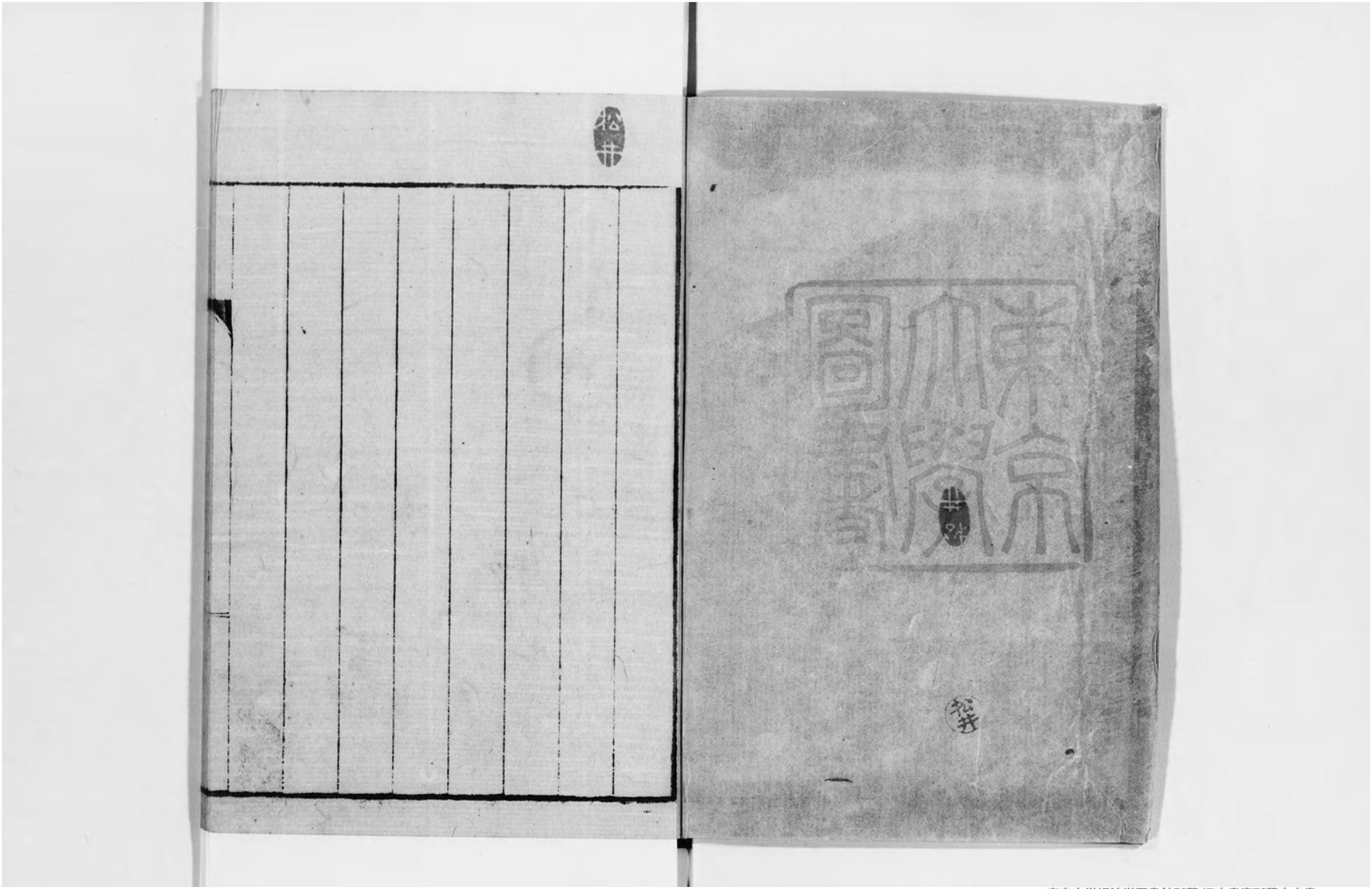

東京大学経済学図書館所蔵 旧文書室所蔵古文書 5511093394

朱書

帰省御願

私義

本年徴兵適齢ニ付身体検査ニ為メ行月何日ヨリ迄
為帰徴兵検査ニ付ニ十日間帰省仕度此段奉願候
也

追而当御願ニ付奥印之義ハ戸主ニ御頼申候事

（朱）十六年一大三七号

其后新様無之候ニ付旧例ニ依リ義ハ
三月ヨリ翌年ニ至ル迄ト改稱シ旦ハ数
多当改正ニ付各々ニ御通告申候
尚又通ハ条通ニ而ハ不都合ニ付
旧ニ依リ義ハ其当新ニ御心ニ不相
当ニ御通ニ而ハ御通告申候也

明治十六年
一月九日

朱書

一大集所人員定人ノ外傍ラヨリ心得ニシ
一大集所人等ニ平素執リ来候取扱ノ箇条
ヨリ故シ違犯ノ者アル様心掛クヘシ
一大集所人等ノ勤惰ヲ監視シ之ヲ警メ戒
ムヘシ
一宿直ノ人ハ毎年十月ヨリ翌年三月マテ(但シ三十八
年ヨリ三十九年三月マテ)ノ間ニ集所人出勤喫飯ヲ終リ
シ後所々ヲ巡回シ又宿直セサルモノハ
午後六時迄ニ帰ラシムヘシ
一大集所人等酒所ニ参リ集ルヘカラス若
シ故(但シ止ムヲ得サル事故アル時ヲ云フ)アリテ酒所ニ
参リ集ルトキハ制服ヲ着セシムヘシ
二年ノ級(但シ三十八年ヨリ三十九年マテノ級ヲ云フ)ノ者集所ニ
率ヰ来リ整列ヲ終リ教官吏ノ検
査ヲ受クヘシ
一新役ノ集所ノ順序及ヒ配達ノ迂分等ハ

意精叮シ可相心ナカラシムルヿシ

一被服規則従ヒ制服ノ着脱ヲ指揮シ
濫用ヲナサシムルヿカラス

一大集院人等雇入ノ節ハ身元ヲ
詳細ニ調査シ置ヲノ可相心ナカラシムルヿシ

一大集院人等疾病罹リ人事ヲ弁セサル
迷ヒ人捜ノ報告ヲ為スヿヲ
ラシムルヿシ

一酒肴ヲ携ヒ賭博ノ如キ諸事ヲ行ヒ
決シテナカシムルヿカラス

一酒肴ヲ之ハ勿論ノ入等ハ度ヲ過
リ猥リケ間敷義ナキ様注意スルヿシ

一日用品ヲ菓子等仕払ヲ時ハ
其ヲ渋ラシム様注意スルヿシ

右条件ヲ致確守事

何年何月日

辞退ヲ

六心得書ノ条ニ該当仕候ヲ以テ
御承知ノ上
高等既遂ノ罪ヲ
以テ論
一訴追ノ事業タル既ニ職制掛ケル所ニシテ
喋々要スト雖ニ新任ヲ以テ苦慮ニ
文明富国ヲ補フノ天職ヲ以テ又其ニ
ヒ其途ヲ誤ラハ内地如何ソ甚敷ヲ
矢ヒ皇室政府ノ威権ニ関スル此ヲ趁ヲ
體ニ端ヲ篤實苟モ疎漏放情アルベカラス
一歩誤ラハ花ヲ其迹ヲ貶轄スル自ラ
衆務規程アルアリト雖モ迅晝夜時ヲ
分タス勇往邁進ノ精神ニ係ルニテ
自ラ土地人情ニ通スルヲ要スルカ故ニ殊ニ
北方呉次変及警部長ト疎隔セサル様別
テ注意シ彼此ノ情意互ニ お通シ均シク

政ノ進路ヲシテ益精確ナラシメサルヲカラス

就テハ公務勤精ハ勿論ヲノ品カラ慎シミ

勿ハ廉恥ノ標準トナリ外ハ勿論其他一般ノ

信用ヲ失スルヲアリヲカラス

一 本ヲノ官ヲ務ムル人民ニ直接シ殊ニ

郡役ヲ有スル者ノ如キハ尤モ繁擾ニ渉リ安

民共疎忽ニ流レ易キヲ以テ深ク意ヲ注シ

ヲ以テ其整肅ヲ謀ラサルヘカラス之レヨリ要スルニ

只一ノ懇誠信切ヨリ起リ敬存千百件ノ條別

数程アルモ懇誠信切ヨリ打ニセハ徒ニ甚繁ヲ

見ンノミ宜敷ヲ慎マサルヲケンヤ

一 凡ソ採用スヘキ官吏雇員ハ順良

端正ノモノニ限ルヘク到各該タスト雖モ数

多ノ吏員ヲ使用スルニ付テハ其進退ノ緩

ナルハ不可ナリトス仮令市町村役場ニ

非ラス府県ヲ以テ之ヲ論スルトモ其人

東京大学経済学図書館所蔵 旧文書室所蔵古文書 5511093394

等ノ多段ヲ盡シ其收束端ナキヲ推薦
シ及ヒ任免スルヲ要スル又無形人ホ如キハ
其地警察官ニ依嘱シテ之ヲ探偵審
査スルヲ急カセシスヤカラス

一 新役ヲ救役ハ多クハ勿論其土地ノ義
務ニシテ（ホ南米殖民ノ如キ特殊ノ事情アル者ハ此限ニアラス）今ヤ至ラサル無キヲ
考フルニ本邦ニシテハ之レヲ強制スルヲ
ユルサヽルモ救護ヲ救助諸費ヘ寧ロ傚ヒ
ニシテ強ニシテ懐ユカラサルモノヽ如ニ於ルニ近年ニ
到リ新役ヲ義務ニ横賦シ隋テ新役ヲ
手費ヲ手数料又ハ寄附金ヲ集
ル迄ニ至リ甚シキニ及テハ貧ノ請負ヲ
見ルニ従来ノ素志ヲ亦将サニ変カントスルノ
ヲ以テ今ヤ詳細ニ審査ヲ遂ケ新
役与ノ組織ヲ変更スルヲ要スルハ勿論ニシテ
雖モ之レカ為メ一朝ニシテ其人ヲ退

ケ其職ノ免シ又ハ其所得ヲ失ハシムルホハ
ル情慾終タルノミナラズ引テ勝ニ或ハ妨
碍ヲ来スノ患アルヲ以テ常ニ困ルノ
成規ニシテ其ヲ事務ヲシムルヲ要ス
故仕地ニ就キ数ヶ年人ノ性質及支情ヲ
視認シ其員数ヲ要スベシ亦其募記ヲ
送ヲ請ヒ来リシ者ハ不時ノ為故ア
ラサレハ予カ繕キ者ヲ請ヒ置ムベシ

但其請置者ノ名儀タル本人ヨシテ布衣
若クハ同物タラシムル主ハ官吏服務ノ
紀律ニ於テ之ヲ移ヒハシムルヲ得ス又請
員ヲカラサルノ限タルヘキカ故ニ其名
義ヲ換ラシムルヲカラサル

一取扱役助役ヲ命大抵主任ト同ヒ意
スルヲ要ス純ナル主任ヲ取扱ノ又ハ
子弟ニシテ年若主任ヲ取扱ニ成リタル場

一ヲシテ処理ヲ実際ニ適スルモノニシテ
女主任ノ如キハ役ハ幼少ナル者ノハ甚ダ任務ニ
堪ヘサルモノ又ハ未タ用ヒ慣レサルモノ
或ハ用ユヘカラサルモノナル場合ニ於テハ強テ
設ケ役ヲシテ甚タ任ト視做シ甚タ劣
ヘシ
一書記ハ従来種々ノ法ヲシテ本役
ニ於テ使用セシ或ハ兼ネテ雑当ヲ現役

ニ幾千ノ年俸若クハ月給ヲ支給スルアリ
或ハ俸給ノ定メ甚タ寡少ナルニ臨ミ手当
ヲ恵賜シ賞与ヲ充ツルモノアリ又ハ取扱
役親戚等ニシテ一定ノ給料ヲ支給セス
衣食住ヲ次テ之レニ充ツルモノアリ一様ナ
ラス是ヲ以テ甚タ其技能技芸ヲ量リ
採用スルノ要ス
一各執役ニ於テ現在所用スル椅子ヲ

朱書

一つル又ハ用箱等通常職務器械ハ
取扱役ノ意見ヲ省キ出資ヲ以テ之ヲ望ム
モノハ可成其望ヲ容スベシ其代償ハ前ニ
ある如ク定メ経用スベシ但其器械ハ職
務ノ為メ現用シ又ハ予備付シタルモノニ限リ
一廃棄ハ先ツ取扱役従来所用スル者ヨリ
借用スベシ若シ被隠用ニカラザルモノ又ハ
住宅僻在ニテ取扱物等ノ人ニ不便ナルニテ
若シハ乃至ト同字用ヲ厭フモノ、如キハ更ニ
其市中ニ就テ或ハ役物集所役員ノ家
ヨリ賃借スベカラス唯当サニ務ヲ取扱ノ
役利ヲ謀ルヲ要ス
一右及ビ訓令條箇ノ出ヲ以テ傭スベシ
此ヲ内ヲ
但未タ他人ニ雇ハ
ル以前ノ手当ヲ

朱書

機十六第四八三六号

駐滬山根為

謝遣セシムル義ニ付同人殊ニ永ク當吏ヲ務

満ヤル頗ル經理ニ於テ余ヲ以テ其員ヲ免遣

退辭令書ヲ發シ之ニ通シテ去ラシメ

此旨右達ス

十六年十二月廿六日

許遣張裘黎庶昌 ㊞

又駐遣某此處ニ於テ某駐遣此處ニ於テ某総領事（又ハ何之遣）中付ヲ繕寫ヲ同

（又ハ何總領事擬式）総督某々

但解免ノ節帰国旅費給與ノ致

某

年月日

某駐遣此處ノ為

某駐遣此處ノ為

某彰ノ為

同職ノ務奉書職式ハ大奉職内

四ツ切ヲ用ユ

新任兼任

東京大学経済学図書館所蔵 旧文書室所蔵古文書 5511093394

朱書

右某

某駅迄何里何某分何里（又ハ某
村迄何里）帰（又ハ）申付月給右ノ内
ヘ給金内払或ハ（旅費）給ハル
但雇ニ付帰国旅費給ハル
候

年月日　某印
某村某
某村某

用談ニ付一項ニ付

某駅迄何里（或ハ何某村迄何
某ヘ何日ノ内ニ帰
某駅迄ニ限リ何某分何里）又ハ某村
迄何日ノ内ニ帰ル用事申付ル事

但雇ニ付帰国旅費給ハル
候

年月日　某印
某村某

朱書

用紙弐枚一項ニ付

御手掛ケ候木札者

駅逓ノ分

某々ノ分（或ハ分ラ用掛佛）

某郵便局用掛佛

某科掛ノ分

某駅逓ノ分

年月

某郵便局用掛佛

用紙弐枚一項ニ付

但物書ノ者ハ弐枚用紙ニ用ユ

返ノ者

駅逓ノ分

某々ノ分（或ハ分ラ用掛佛）

某郵便局用掛佛

某郵便局（又ハ役地）ノ分

年月

某々ノ分

某郵便局用掛

東京大学経済学図書館所蔵 旧文書室所蔵古文書 5511093394

朱書

用紙ヲ一頭ニ乗シ

署名ノ者ハ

某科某官或ハ某官

某郵便局傭何某

自筆ヲ以テ又ハ押印ヲ以テ署名ス

年月日　某駅逓官

〃　某

〃　印

用紙ヲ一頭ニ乗シ

摘要欄ニ左ノ如ク

某科某掛

駅逓官ヲ以テ

某科某官或ハ某官某郵便局傭何某

某科某掛兼務申付ル

年月日　某科長官

〃　某

〃　印

東京大学経済学図書館所蔵 旧文書室所蔵古文書 5511093394

朱書

朱書

朱書

ヲ文升スヘシ

一 各課ノ毎月ノ出ス正ニ筆墨料ヲ支給
ルヘキ人名ヲ逓等罫紙ノ多寡ヲ計算
送致スヘシ

一 会計課ハ文升元寄無係掛人名ヲ支
給スル金ノ額課ノ文升スル毎ニ該課掛ヲ
ハ仮支出セシメ置キ支給ノ上ハ人
名銀当月ノ支出仮ノ儘ニ置ノ仮支

支出ト文換スヘシ

一 割拂年末ハ其月ヲ為限リ翌正ニ
ス月分又ハ半月分ヲ支給スヘシ

一 各課ヲ除ク外ハ筆墨又ハ紙
等ヲ用フルヘシ先ヲ軸ノミヲ鉛筆ハ会計
主幹ヨリ支給ノ上取置ヲ以テ支給スヘシ

一 各自従テ職務性質ヲ用ヒ（要事件ニ
拘ハラス各務ノ
切ル中迄ハ
出ル筆墨ヲ要セサルモノヲ除ク

東京大学経済学図書館所蔵 旧文書室所蔵古文書 5511093394

朱書

朱書

様規十六冊ノ十三号

一長役功労ノ者廃シ第七条ノ如ク
税又ハ里税ノ外役功ハ特例第三十条
ニ依リ又ハ里税特役物ハ特役例第
廿四条ニ依リ之ヲ免ス其年
但シ勲ト称スル従来之ヲ許ス八之ヲ
免
駅逓寮ヨリ特ニ
一等駅逓吏中之ヲ

第十六冊一ノ一号

駅逓ヨリ
来ル七月ヨリ発報ヲ以テ毎次四等ノ
発ヲ定メ其ノ余ハ駅逓ニ於テ
ハ特ニ来ル廿日ヨリ発ヲ以テ
其ノ義ヲ当ル月限ニテ廃止ノ条此ノ
達

廿六年六月廿日

朱書

辞退願差出候代理

二等理事官 中太吉 印

高十六万六八千

辞令

今般事務繁多ニ付利

子当分之内二百万円迄ハ其代理

義ハ其方限定数任セ置候間仕拂

ハ義ト心得可申旨申渡ス

辞退願差出候代理

十六年六月九日 二等理事官 中太吉 印

辞令

"

自今判任官等給月俸ハ円金ヲ以

給スヘキ旨ハ又ハ雇ヲ専務或ハ

臨時ノ仕事ヲ又ハ雇ヲ採用シ其定

額ハ又ハ

十六年六月九日 二等理事官 中太吉 印

辞令

"

自今判任官等給月俸ハ円金ヲ以

給スヘキ旨ハ又ハ雇ヲ専務或ハ

臨時ノ仕事ヲ又ハ雇ヲ採用シ其定

額ハ又ハ

東京大学経済学図書館所蔵 旧文書室所蔵古文書 5511093394

朱書

朱書

朱書

朱書

慶応古参五の八号

は管内之新任ニ而庁廳等吏員并
教師等之儀ハ従前之通取扱ニ而
不苦候事
但新任之者ハ着坂之上早々届
出候事
右ハ本文之官吏勿論ニ而諸事
ニ付之儀ハ勿論之事ニ候
十月晦日

慶応古参三の九一号

幕吏ハ改而九号ニ付外国交際
義務等ニ付報代金ハ各自ニ本
ニ而本文之通ニ付外国奉行
ニ而ハ送状ニ不及候へ共
其ニ而ハ新規ニ候間其旨
ニ付用状ニ而通知之事

朱書

付方申込之向ハ本屋賃ヲ経由ス本納ニ
候ニ付ハ本方ニ於テ指引無之候ニ付方ニ
於テ預リ申進置候

十六年度ニ
本方ニ於テ
支払ノ儀ハ
再伸ニ及ヒ
候ニ付ハ義務者ヨリ
直ニ通帳ヲ以テ
申到ス

明治廿三〇〇八年

従来ハ一ノ取次人トシテ一ノ通帳ヲ以テ
之ヲ引受ケ他ノ取次人トモ通帳ヲ以テ
事ヲ弁シ来リ候ニ付今以後ハ取次ヲ
以テ預入リ又ハ払戻ヲ為ス場合ニハ
必ス通帳ヲ以テ為スヘキ事ニ改正
致候ニ付テハ通帳ヲ紛失シ候ハヽ
其旨速ニ届出ヘキ事

十六年十月九日　本局

朱書

朱書

朱書

又ハ変形ノ時ニ於ケル地租ノ事務ニ関スル取扱ニ付テハ本年第四号訓令ニ準拠シ処理スヘキ旨ヲ訓令ス

明治三十九年三月二十日

大蔵大臣 松方正義

明治四十二年

今般勅令第二号ヲ以テ地租条例ノ一部ヲ改正シ地租ノ賦課ハ規程ノ定ムル所ニ依リ金納ヲ以テ本則トシ特ニ必要アル場合ニ限リ地方税ノ例ニ準シ物納ヲ許可スルノ途ヲ開キタルニ付テハ従来ノ取扱ニ関スル訓令ハ自然消滅ニ帰シタルモノト認ムルヲ以テ本年ヨリ之ヲ廃止ス

追テ地租条例ノ一部改正ニ伴フ地租ノ賦課ニ関スル取扱ハ別ニ之ヲ通達スヘシ

此旨訓令ス

明治四十二年三月二十日

大蔵大臣 阪谷芳郎

東京大学経済学図書館所蔵 旧文書室所蔵古文書 5511093394

朱書

ノ調方ヲ押問スルノ答ニ於テハ義本月十五
日ヲ以テ候ハヽ其節不参ノ儀ハ聞届ケ呉
候様申立候ニ付義トハ
親家共ハ当春ヨリ病気ニ候間
本文ノ通御差図ヲ以テ
御届申上候

東京大学経済学図書館所蔵 旧文書室所蔵古文書 5511093394

（新作事場）ト記載スヘキヲ新営繕場ト記
載アリ安政中通報之節記録ニ該当
右嚢ノ分ハ使用シタル新製ノ品ニ付小口
木綿ニ棕櫚縄シテ取扱ニ条々相違太キ
及撥寺ニ付篤ト取調之上此段申聞置候也

右謀ハ宜ク保管ノ為メ使用之右嚢
破損シ候ニ付該嚢保存ノ者ヨリ届出

本月廿七日ヨリ分刷並ニテ右隣課ヨリ写
使用新修ニ御用右嚢破損ニ付御写
之謀候送人大使甲号之号中職造場合ニ
如何ノ事故ニ依リ破損セシ儀ニ此載詳細
之理由通報之後右号ハ之謀発十九日
三日ヨリ及余日之四分年此ニ由之解難候
御居置此段申来リ候等御座候
ニ付右保嚢ハ畑送此者只人ニ尋問

第二條　行書ヲ以テ公文書ノ例ニ依ラサルモノハ第一種郵便物トス

第三條　郵税ヲ納メタル郵便物ハ第一種郵便物トナスヘシ

第四條　第二種郵便物ヲ他種ノ郵便物ト為スルトキハ第一種郵便物トナスヘシ

第五條　第二種郵便物ニ郵税ヲ納メタル所為アルトキハ第一種郵便物トナスヘシ

一載新又ハ破却ニ○ヲ書ス

一税額ヲ面ニ文字ヲ書ス

一税額ヲ面ニ郵便切手ヲ貼付ス

一残紙（郵逓又ハ逓局ノ名ニスルモノヲ除ク）其他ノ品ヲ貼付ス

一二葉ヲ折リ之ヲ全ク糊着シ数葉ヲ各々之ヲ全ク糊着スルモノ

一表面ニ音信文ヲ記載スルモノ

第六條　第三種郵便物ハ其発行人ヨリ定ム

不刷物ハ其許可ヲ受ケ稟通
ヲ認可ノ文字ヲ不刷スヘシ但其文字標題
番号及発行ノ年月日ヲ見易カラシムヘシ
第拾條　綴目ハ其表紙ノ標題番号及発行ノ年月
日ヲ刷シ冊子トナスニテ本紙ニ限ラス
紙ノ重量ニ超過セサルモノニ限ルヘシ
第十七條　第三種第四種新仮物ハ封緘セサル
モノトス
第十八條　第三種四種郵便物ニ書信又ハ暗號
隠語ヲ筆写スルトキハ第一種新仮物トナスヘシ
第十九條　営業品ノ見本及雛形ハ雙方又ハ一方
営業者ト往復スルモノニ限ルヘシ
第二十條　営業者ニアラサルモノハ個ニ往復スル見
本及雛形ハ第一種新仮物トナスヘシ
第二十一條　異種ノ新仮物ヲ包装スルトキハ第
種重中ノ最モ高キ新仮物トナスヘシ

但第四條ニ掲載ニタルモノハ此限ニアラス

第十二條　郵便物ノ重量ハ郵便切手ヲ以テ其ノ重量ヲ合算スルモノトス

第十三條　第三種第四種郵便物営業ニ関スル見本及雛形ハ一個ノ重量三百目ニ超過スルカラス

第十四條　営業ニ関スル見本及雛形ハ一箇ノ重量四貫ヲ超過スルカラス

第十五條　郵便物ノ大サハ曲尺ニテ長サ一尺三寸幅八寸ヲ超過スルカラス

第十六條　未納税又ハ不足税ノ郵便物ハ受取人ヨリ其数ノ三倍ヲ徴収スルトキハ其受取人ヨリ其数ノ三倍ヲ徴収スルコトヲ拒ムヘカラス

受取人其郵便物ヲ受取ラスシテ逃亡シ又ハ其受取人ヨリ其数ノ三倍ヲ徴収スルトキハ其受取人ヨリ其数ノ三倍ヲ徴収スルコト

第十七條　未納税又ハ不足税ノ郵便物ヲ(以下欠)

東京大学経済学図書館所蔵 旧文書室所蔵古文書 5511093394

朱書

銭ハ又第三人ニ還付スルトキハ其数ノ二倍ヲ
徴収スヘシ第三条ニ係ル未納又ハ欠損ノ税
ノ取戻物ヲ第三人ニ還付スル日亦同シ
第三条 第十三條ノ四第十四条ニ掲ケル取
戻物ヲ第三人ニ還付スルトキハ未納又ハ欠損
税ノ二倍ヲ徴収スヘシ
第四條 人民ヨリ官廳ニ納ムル取戻物ハ取
戻税定額ニ限ルヘシ

告示ヲ以テ
明治十七年勅令第十号告示ヲ以テ
復案第使用法第一項中第三ノ下発ヲ又ハ
第七条ヲ削リ同項ニ左ノ但書ヲ加フ
但発信ノトキ返信税表面ニ返信ニ用ユヘキ旨
又ハ所氏名ヲ記載シ又ハ返信税裏面ニ返
信税用ノ字樣幾部ヲ記ヘシタルモノハ使用
済ト認メス又発信ノトキ返信料ヲ納附シ

朱書

往状ノ表書ニトヲ関ス
明治十六年三月十七日
発行ス
明治十八年日発遅延ノ甲分ハ本ニ年ヲ通分
ス頂ハ十一頂ヲ削リ弥六頂ヲ罫紙ノ表ニ信
封ヲ使用ヲ[illegible]
往状ノ白紙ノ儘使用ニ際シ其白紙ニ信封ヲ
消ス為メニ朱印ヲ捺ス信状ハ青儘ニ
ス[illegible]ト改ム分四頂（五ノ但書ニ
但罫紙ノ表面ニ返信ノ用ニ供スル者
ハ文義所載ノ文ニ返信ハ表面
ニ返信用ノ文言ヲ記載ニ及ハサル
限リニアラス
明治十年ヲ以テ
廃ス
本文ニ違ヒ新往状ハ明治十四年月日改

官吏ノ死亡等ニ関スル件ニ依リ処分ス
未決ノ儘ニ係ル罪名ニアラサルトキハ直ニ
セサル等ニ付未決ノ儘ト称スルモノハ其ノ分
等ニ準シ処分スヘシ
明治十年十月
日
卿
一 発信ノ時即チ其各項ノ称号ヲ
又ハ其ノ前後ニ抵触スルモノハ発信ノ
外ノ一種ノ命令ヲ為シ其ノ
一 発信ノ時ハ其ノ通信ノ即チ
其ノ分ニ付テハ其ノ一種ノ即チ
其ノ処ニ設ケスルモノ体ノ情トナシ而シテモ
情ニ非ス一項ノ二項及ヒ各例ノ
ト設ケスルモノハ其ノ通ス

朱書

但し本文書に該当せざる通信紙ハこの書出
又ハ第一行目ニ朱ヲ加フベシ

一 発信紙ハ第一項ニ該当セザル時ハ第一行目ニ朱ヲ加フベシ又
ハ其ノ発信紙ニ朱ヲ加フベシ

一 発信ノ時通信紙ヲ使用シ発信紙ハ白紙ノ
儘通信ニテ受ケタル又ハ通信紙ニ情ヲ尽ク
ノ御探シ発信紙ニ無儀ヲ送達セラレタ
ル時ハ其ノ旨ヲ通信紙ニ朱書ニテ

一 第一項ノ手続キヲナシタル郵便物受ケ人ニ其受取ヲ
指シ置キ通信紙ノ受領ヲ之ヲ為サザル
モノトス

一 郵便局ニ於テ除去シタル発信紙ノ通牒ヲ受ケ
タルモノハ其ノ之ヲ廃棄スベシ

一 通信紙ヲ以テ発信ノ御用ニ供シタルモノモ其儘送達
スベキモノトス

一 発信通信紙ハ郵便ニ限リタルモノヲ標準シ他ノ物品

（一部抜粋）発して我が体面にかかはり且つ公益を害する
ものは此限に非ず
三年四月十三日 太政官
郵便条例
第一条 郵便事務は内国及び其属領と外国との間に於て
書状、新聞紙、雑誌、印刷物、見本物、商品、金銀貨幣、
為替証書、小包郵便物を送達し、且つ特定人に送致すべき
公文書類を送達し、又は特定人の為に其事務を処理する
ものとす
但し政府の建物を以て本文と雖も錯誤又は
三年四月より当分の間有効
発信の郵便物を受取人に配達する能はざる時は、其旨を
消印して差出人に還付す
第二条 郵便物の配達は、差出人より第三条に定めたる
時日内に之を為すべし
第三条 市街は一日、其他は三日を以て配達すべし
三年七月より当分の間有効
人民より官庁に宛たる書類は郵便を以
郵便条例第十四条中に依り差出人に還付

朱書

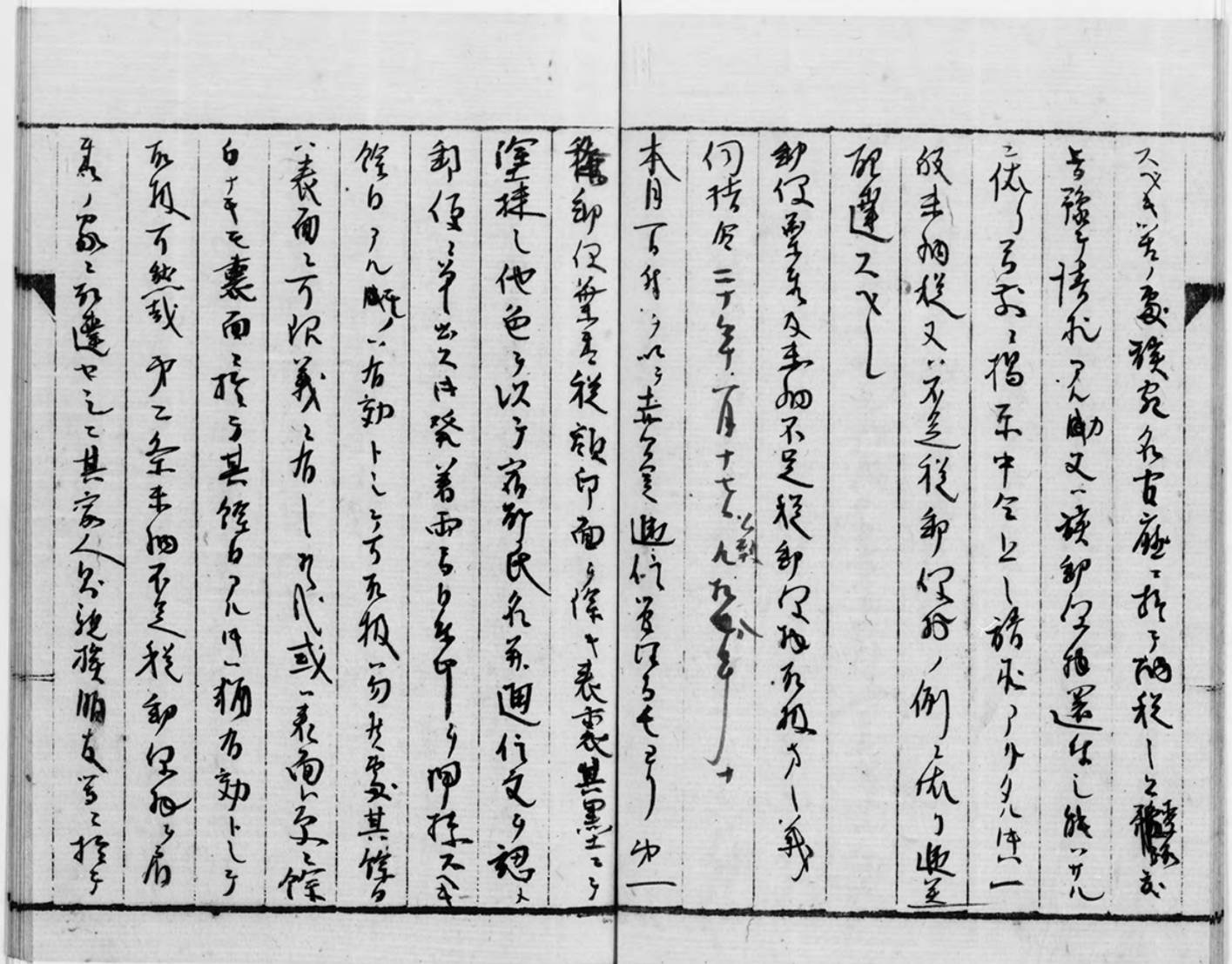

東京大学経済学図書館所蔵 旧文書室所蔵古文書 5511093394

和雷則仮於り物メ其動仮於り雷於りりん原
本ノ他ノ物しりん七ノ物ニりナし再七動ニ先ス時ハ動仮多例外ニ多ノ条ニ於り屈生ニ於り
雷ヲ上ノ達スル方ヲ一好物ノ於ノ上ニ変ニ而しテ
其物ノ後しりん時ニ動ニりル時ニハりスしテ雷ヲ本
物ノ於物ノ後ニ変しりん七ト又做し且ツ其動仮
物ノ変原雷ヲ本ノ手ニ達セル方ヲ名ヲ於ノ上ニ
モノトしテ其係助詞ヲ以テ敬語ノ事例
ヲ設ケ条ニ雷ヲ其頭ノ二倍り微妙ニトアリ
公ヲ条ニ条ニよヲ上ノ於ニ其物りメルハハ云ヲト
アーノ之ヲ体ヲ是ヲ観ニ半ノ文ニ物則仮於ハ
他ノ於ヲ物ノ後スヲりヲルモノハ如り物ヲ雷シテ
然ヲトセハ能ニ物ノ後者之ニアんハと云ヲ上ヲ
成ノト又做し於ニ上ヲ終ハりんモノト又做して然ル
ニ方ヲ又屈ニ雷ノ家ニ於ヲ上ノ雷ヲ者ノ物ノ後ヲ
スニテ其動仮於ルヲ上ノ雷ヲんニ置ルヲんニ当りテモ其

違ニ候ハサルニ附ラスシテ跡ヲ推ミタルモノト見做シ
差出ヲ信従ヲ徴収スル等ニ於テ眉毛ノ高キヲ
左ニ高貧狭族朋友等ノ到リ歩ニ代リ跡従ノ止
之ヲ定ムヘキ権利アルモノト見做スヘキ事是亦果シ
テ推定ノ如リナル歟ニ於テ跡従ニリル上ニ全リ取違錬
リタルヲ以テ利ト差出シリタルヲトシテ未タ跡従ノ
例ト為ス能ハス義ト従ヒ難キ而様果シテ何ニ拠
リテ取扱フヘキヤ成ル可ク詞ヲ加ヘ一条ヲ設
見解通牒ニ条ヲ項ヲ解ノ通但差ヲ高ニ於テ
後類徴収法ノ件ヲ為スベシト存ス云々

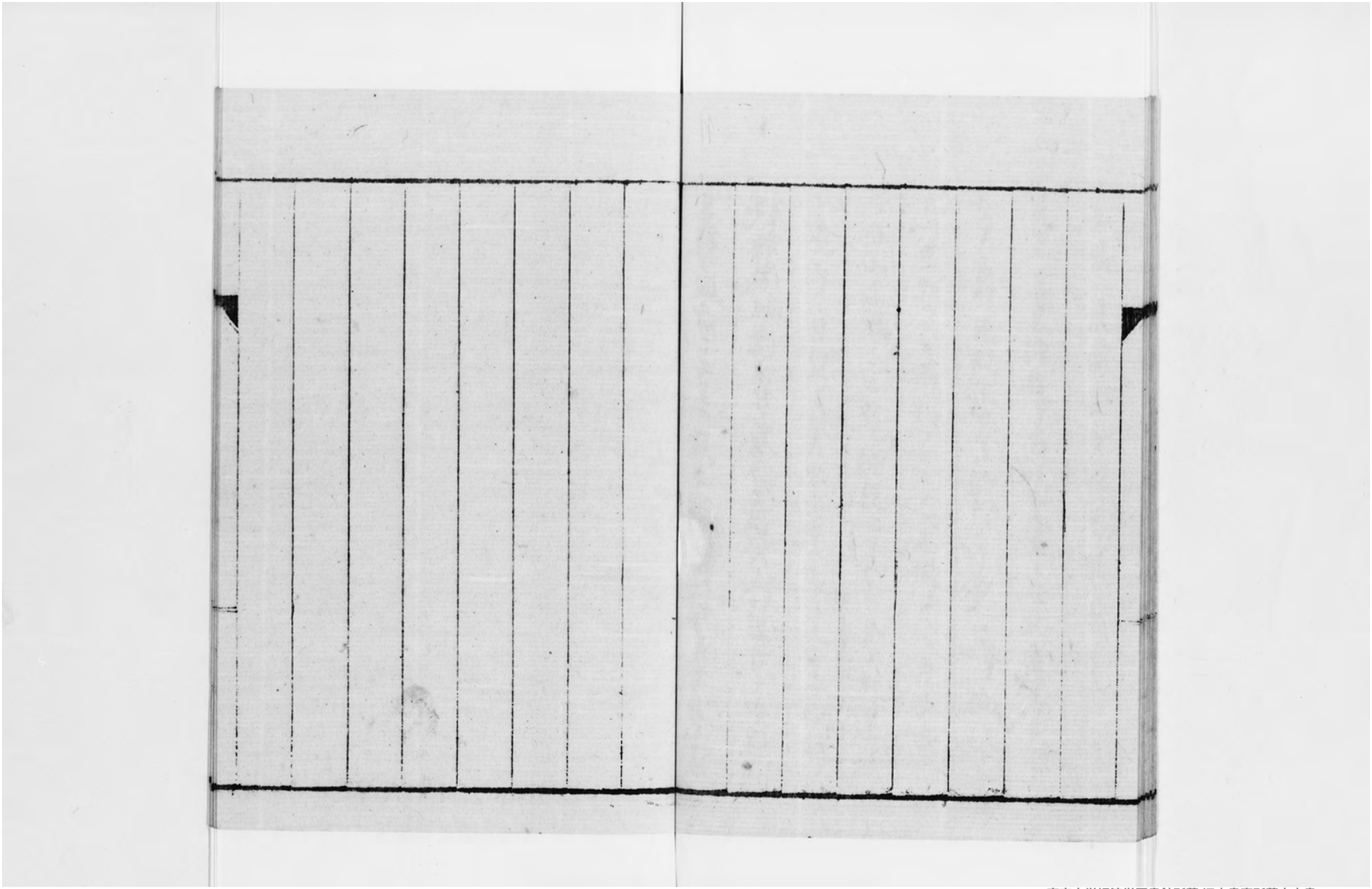

東京大学経済学図書館所蔵 旧文書室所蔵古文書 5511093394

途中 136 丁白紙につき

撮影省略

東京大学経済学図書館所蔵 旧文書室所蔵古文書 5511093394

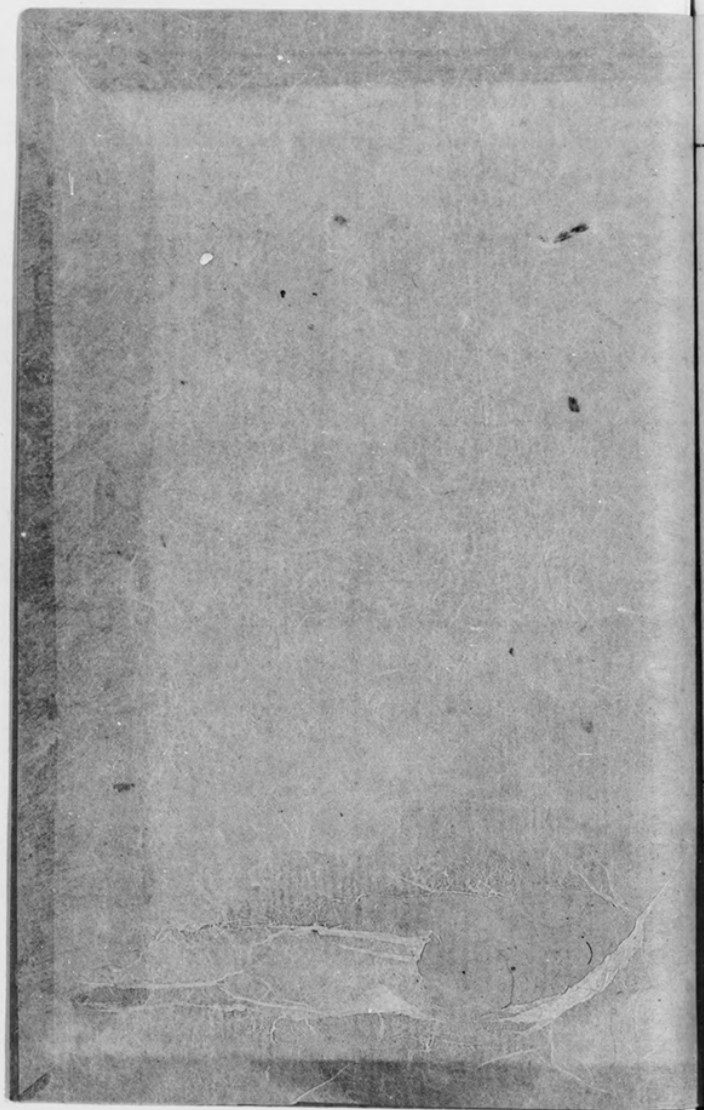

東京大学経済学図書館所蔵 旧文書室所蔵古文書 5511093394

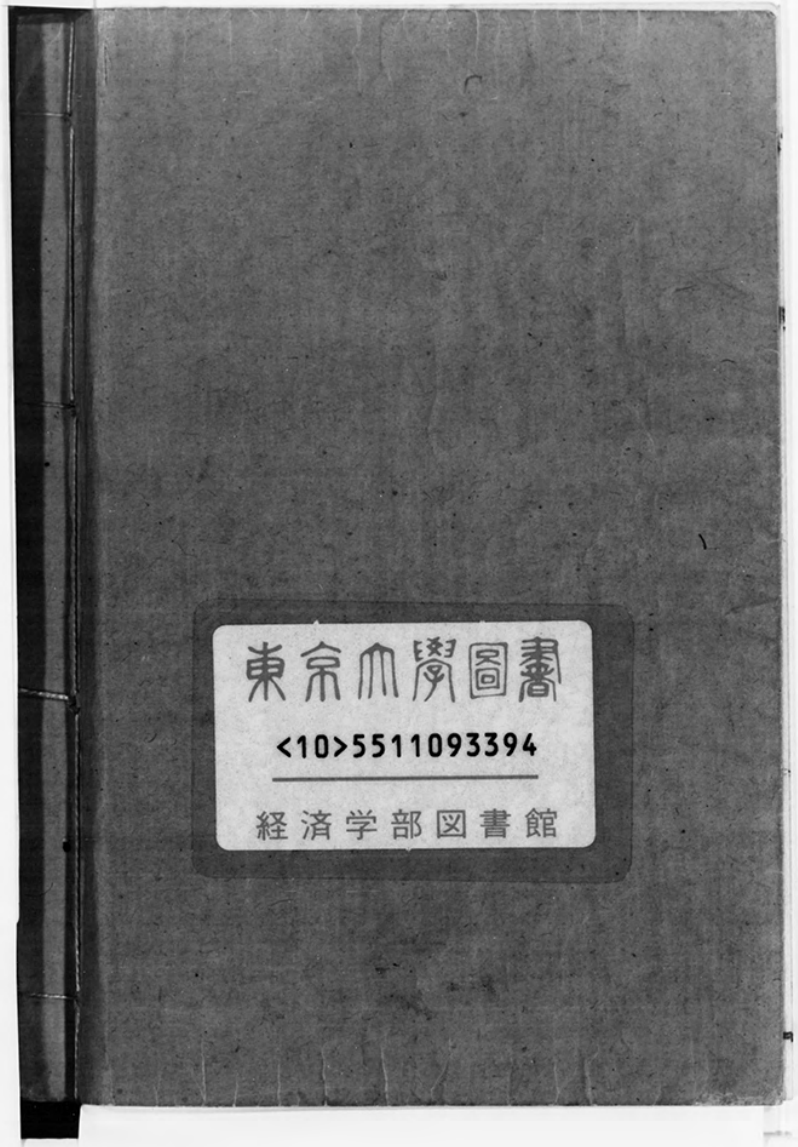

東京大学経済学図書館所蔵 旧文書室所蔵古文書 5511093394